

回答用サイト「回答用ページ」

1. 機関の属性について

問1 以下の項目をお書きください。

① 貴地方公共団体名

② 全国地方公共団体コード

全国地方公共団体コード一覧

問2 貴機関の常時勤務する職員数と常時勤務する障害のある職員の数についてお答えください。

常時勤務する職員の数

人

うち、障害のある職員

※各障害種類の人数については、障害者手帳の有無によらず、貴機関で雇用管理上の目的により障害者として既に把握されている範囲でお答えください。
※重複障害の場合は「主たる障害」を、また障害者手帳の種類ではなく診断名に基づいてご記入ください。

常時勤務する障害のある職員の数（実人数）

人

視覚障害

人

聴覚又は平衡機能障害

人

音声・言語・そしゃく機能障害

人

肢体不自由

人

内部障害

人

知的障害

人

精神障害

人

発達障害

人

高次脳機能障害

人

難病

人

2. 「障害者に対する差別の禁止」について

問3 障害者に対する差別の禁止（※）に関してお聞きます。

（※）地方公務員における障害者に対する差別の禁止については、地方公務員法第13条の平等取扱いの原則に基づき対応が図られるため、障害者雇用促進法第85条の3より、障害者に対する差別の禁止に係る規定は地方公務員について適用除外となっている。

① 貴機関内での障害者に対する差別の禁止に係る周知状況についてお答えください。当てはまる項目を1つ選択してください。

- ☒ 全員に周知（予定を含む）

☐ 一部に周知（予定を含む）

☐ 周知していない

② ①で1又は2を選択した方にお聞きます。貴機関内への周知方法についてお答えください。当てはまる項目をすべて選択してください。

- ☒ 会議、ミーティングの開催

☒ 研修の実施

☒ 文書や資料の配布（紙媒体）

☒ イン트라ネットや庁内ネットワーク（電子媒体）

☒ メール配信

☒ その他

ご自由にご記入ください

問4 「障害者に対する差別の禁止」を踏まえ、貴機関の取組状況についてお答えください。

次の項目（a～q）について、最も当てはまる項目を選択してください。

a 「募集」に際して、障害者も応募可能であることを明示

選択してください

b 「募集」に際して、「特定の障害を排除」又は「特定の障害に限定」した取扱いをしない	選択してください ▼
c 「募集」に際して、自力で通勤できることといった条件を設定しない	選択してください ▼
d 「募集」に際して、介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない	選択してください ▼
e 「募集」に際して、「『就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること』といった条件を設定すること」又は「特定の就労支援機関のみからの受入れ」を行わない	選択してください ▼
f 「給与」について、障害の有無に関わらず同一の基準（※）に基づいている	選択してください ▼
g 「配置（業務の配分及び権限の付与を含む）」について、障害の特性に応じた合理的配慮を行うこと以外は障害の有無に関わらず同一の基準（※）に基づき実施	選択してください ▼
h 「昇任・昇格、降任」において、障害の有無に関わらず同一の基準（※）に基づき実施	選択してください ▼
i 「研修」について、障害の有無に関わらず同じ機会を提供することを基本としている	選択してください ▼
j 「福利厚生」は、障害の有無に関わらず利用できることを明示	選択してください ▼
k 「職種の変更」について、障害の有無に関わらず同一の基準（※）に基づき実施	選択してください ▼
l 「雇用形態の変更」について、障害の有無に関わらず同一の基準（※）に基づき実施	選択してください ▼
m 「退職の勧奨」について、障害の有無に関わらず同一の基準（※）に基づき実施	選択してください ▼
n 「定年」について、障害の有無に関わらず同一の基準（※）に基づき実施	選択してください ▼
o 「免職」について、障害の有無に関わらず同一の基準（※）に基づき実施	選択してください ▼
p 「労働契約の更新」について、障害の有無に関わらず同一の基準（※）に基づき実施	選択してください ▼
q その他	取り組み内容をご記入ください

（※）基準について法令で規定されており、各機関が独自に設定するものでない場合であっても、その基準通りに実施・運用されているかをお聞きするもの。

問5 「障害者に対する差別の禁止」について、課題に感じていることがありましたら、当てはまる項目をすべて選択してください。

- ☒ 本人が希望している職務について、安全上の配慮等の理由から配置できない
- ☒ 本人の適性や能力から配置できる部署が限られる
- ☒ 本人の適性や能力を十分把握できていない
- ☒ その他

ご自由にご記入ください

問6 「障害者に対する差別の禁止」についてのご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

ご自由にご記入ください

3. 「合理的配慮の提供義務」について

問7 平成27年3月に厚生労働省が定めた「合理的配慮指針」※に関してお聞きます。

※全ての事業主は、法第36条の2から第36条の4までの規定に基づき、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、障害者からの申出により障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならず、また、障害者である労働者について、障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならないとされている（地方公共団体も適用対象）。

障害者雇用促進法に基づく「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」（合理的配慮指針）において障害者に対する合理的配慮の提供義務について、事業主が適切に対処できるよう、

- a 合理的配慮は個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべきであること等の基本的考え方
- b 合理的配慮に係る措置の実施に当たって事業主が障害者と話し合うこと等の必要な手続き
- c 多くの事業主が対応できると考えられる合理的配慮に係る措置の例
- d 過重な負担の判断要素
- e 障害者からの相談に適切に対応するために必要な相談体制

を定めている。

① 貴機関内での周知状況についてお答えください。当てはまる項目を1つ選択してください。

- ☒ 全員に周知（予定を含む）
- ☐ 一部に周知（予定を含む）
- ☐ 周知していない

② ①で1又は2を選択した方にお聞きます。貴機関内への周知方法についてお答えください。当てはまる項目をすべて選択してください。

- ☒ 会議、ミーティングの開催
- ☒ 研修の実施
- ☒ 文書や資料の配布（紙媒体）
- ☒ その他（ ）

- ☒ インترنتや内ネットワーク（電子媒体）
- ☒ メール配信
- ☒ その他

ご自由にご記入ください

問8 貴機関の「募集及び採用時」における合理的配慮の手続きについてお答えください。
次の項目のうち、当てはまる項目をすべて選択してください。

- ☒ 配慮事項を申し出る方法（相談、申出書等）について、応募者に周知している
- ☒ 担当者・部署を定め、応募者に周知している
- ☒ 申し出のあった事項について序内に検討する部署（委員会等）がある
- ☒ 対応について、労働局、ハローワークに相談している
- ☒ 対応についてその他の機関（就労支援機関等）に相談している
- ☒ その他の方法

ご自由にご記入ください

☐ 特に講じていない

問9 貴機関の「募集及び採用時」における合理的配慮の対応についてお答えください。
次の項目（a～i）について、最も当てはまる項目を選択してください。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| a 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めている | 選択してください ▼ |
| b 体調に配慮した面接時間の設定をしている | 選択してください ▼ |
| c 面接を筆談等により行っている | 選択してください ▼ |
| d 面接の際にできるだけ移動が少ないようにしている | 選択してください ▼ |
| e 採用試験について、点字や音声等により実施している | 選択してください ▼ |
| f 採用試験について、問題用紙と解答用紙を拡大している | 選択してください ▼ |
| g 採用試験について、試験時間の延長を行っている | 選択してください ▼ |
| h 文字による説明プリントを配布している | 選択してください ▼ |
| i 車椅子用の机を用意している | 選択してください ▼ |

問10 貴機関の「採用後」における合理的配慮の手続きについてお答えください。
次の項目のうち、当てはまる項目をすべて選択してください。

※雇入れ時までに障害者であることを把握できなかったあるいは障害者でなかった職員への対応を想定しています。

- ☒ 採用後、障害者であることを把握した際に、職場において支障となっている事情の有無を確認している
- ☒ 配慮事項を申し出る方法（相談、申出書等）について職員に周知している
- ☒ 担当者・部署を定め、職員に周知している
- ☒ 申し出のあった事項について序内に検討する部署（委員会等）がある
- ☒ 対応について、労働局、ハローワークに相談している
- ☒ 対応についてその他の機関（就労支援機関等）に相談している
- ☒ その他の方法

ご自由にご記入ください

☒ 特に講じていない

問11 貴機関の「採用後」における合理的配慮の対応についてお答えください。
次の項目（a～m）について、最も当てはまる項目を選択してください。

<職場環境整備>

- | | |
|--|------------|
| a 職場内移動の負担を軽減するための設備
(車椅子対応のトイレ、手すり、スロープ、エレベーター、自動ドア等) | 選択してください ▼ |
| b 作業を可能にするための設備
(視覚障害者用拡大読書器、音声読み上げソフト、作業用車椅子、高さ調節ができる机、異常がわかる機器の導入等) | 選択してください ▼ |
| c 疲労・ストレス等に配慮した福祉施設・設備
(休憩室、仮眠室等) | 選択してください ▼ |
| d 作業手順の簡素化・見直し、作業マニュアルのカスタマイズ、チェックリストの作成等 | 選択してください ▼ |

<介助・雇用管理>

- | | |
|--|------------|
| e 職場介助者の配置・委嘱
(障害者が主体的に業務を実施するために必要な介助または適切な雇用管理等) | 選択してください ▼ |
| f 手話通訳、要約筆記等担当者の委嘱 | 選択してください ▼ |
| g 障害者相談窓口担当者の配置
(障害者の雇用管理の経験を有する担当者の配置、外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託する等) | 選択してください ▼ |
| h 通院・体調等に配慮した出勤時刻・休暇・休憩の設定 | 選択してください ▼ |
| i 作業の負担を軽減するための工夫
(業務量の調整、配置転換等) | 選択してください ▼ |

<通勤>

j 住宅の賃借又は住宅手当の支払い

k 通勤用自動車又はバスの手配
(購入、運転手の委嘱等)

l 通勤援助者(※)の手配(委嘱等)
(※) 公共交通機関を利用する障害者の通勤を容易にするための指導・援助を行う者

m 通勤のための駐車場の賃借

その他、「採用後」における合理的配慮の対応について、ご記入ください。

ご自由にご記入ください

問12 障害のある職員に対する合理的配慮の提供として、勤務時間に関する配慮の対応事例の有無についてお答えください。
次の項目のうち、当てはまる項目をすべて選択してください。

☐ 勤務時間の短縮措置 (一日の勤務時間を短縮している)

☐ フレックスタイム (一定の期間についてあらかじめ定めた総勤務時間の範囲内で、職員が日々の始業・終業時刻、勤務時間を自ら決めている)

☐ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務している)

☐ 残業等の免除

☐ 深夜業の免除 (午後10時～午前5時における労働を免除している)

☐ その他

☐ 配慮すべき職員がいた、又は申出があったが、対応事例はない

☐ 配慮すべき職員がいない、又は申出がなかったため、対応事例はない

合理的配慮を提供した職員の主たる障害種別と場面について、当てはまる項目を選択してください。また、合理的配慮の概要についてご記入ください。

<障害種別> <場面> <合理的配慮の概要>

選択してください 選択してください

選択してください 選択してください

選択してください 選択してください

問13 合理的配慮の提供について、どのように感じているかお答えください。次の項目(a～h)について、最も当てはまる項目を選択してください。

a 障害のある職員が持っている能力を十分に発揮するために必要である

b 障害のある職員が障害のない職員と平等に働くために必要である

c 職員に対して障害者雇用の理解を深めるために必要である

d 障害のある職員の離職防止・職場定着のために必要である

e 障害のある職員が意欲をもって働くために必要である

f 障害のある職員が職場での支障を申し出るために必要である

g 合理的配慮を理解するために参考となるものがほしい

h 他機関の合理的配慮の取組事例を知りたい

選択してください 選択してください 選択してください 選択してください 選択してください 選択してください 選択してください 選択してください

問14 合理的配慮の提供の義務については、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすことになる場合は除くこととなっていますが、貴機関では障害のある職員から申出があった具体的な措置が「過重な負担」であると判断した事例はありますか。当てはまる項目を1つ選択してください。

☒ ある

☐ ない

☐ わからない

「ある」を選択した方
過重な負担であると判断した要素について、当てはまる項目すべて選択してください。

☒ 事業活動への影響

☒ 実現困難度

☒ 費用・負担の程度

☒ 組織の規模

☒ 財務状況

☒ 公的支援の有無

☒ その他

ご自由にご記入ください

問15 合理的配慮の提供について、貴機関の現状の取組を進める中での課題等についてお答えください。
次の項目のうち、当てはまる項目をすべて選択してください。

合理的配慮とは、障害のある従業員が、職場で活躍するために必要とされる合理的な措置を指します。

- ☒ 庁内の周知が進んでいない
- ☒ 庁内のサポート体制の構築ができていない
- ☒ 周知しているが、障害のある職員からの申出が少ない
- ☒ 合理的配慮の提供は、個別対応が求められるなどコミュニケーション上の負担が大きい
- ☒ 障害のある職員から過重と思われる内容の申出がある
- ☒ 合理的配慮の提供は、経費的に負担である
- ☒ 配置転換や業務内容の切り出しが難しい
- ☒ 合理的配慮が適当（適切）か等について、専門家からのアドバイスがほしい
- ☒ 自由記述

ご自由にご記入ください

問16 「合理的配慮の提供義務」についてのご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

ご自由にご記入ください

上の内容でよろしければ下の「送信する」ボタンを押してください。

送信する

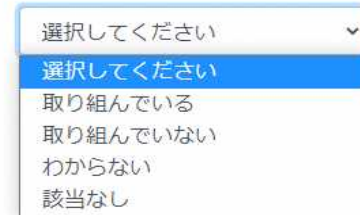
Powered by MicroEngine

問	選択肢	対応番号
4	取り組んでいる	1
	取り組んでいない	2
	分からない	3
	該当なし	4
9	取り組んでいる(一部取組も含む)	1
	ニーズがあるが取り組めていない	2
	ニーズがないので取り組んでいない	3
	わからない	4
11	取り組んでいる(一部取組も含む)	1
	ニーズがあるが取り組めていない	2
	ニーズがないので取り組んでいない	3
	わからない	4
12障害種別	視覚障害	1
	聴覚又は平衡機能障害	2
	音声・言語・そしゃく機能障害	3
	肢体不自由障害	4
	内部障害	5
	知的障害	6
	精神障害	7
	発達障害	8
	高次脳機能障害	9
	難病	10
12 場面	募集及び採用時	1
	採用後	2
13	大変そう思う	1
	ややそう思う	2
	どちらでもない	3
	あまりそう思わない	4
	全くそう思わない	5

問4 「障害者に対する差別の禁止」を踏まえ、貴機関の取組状況についてお答えください。

次の項目（a～q）について、最も当てはまる項目を選択してください。

- a 「募集」に際して、障害者も応募可能であることを明示
- b 「募集」に際して、「特定の障害を排除」又は「特定の障害に限定」した取扱いをしない
- c 「募集」に際して、自力で通勤できることといった条件を設定しない



選択してください ▼

選択してください

取り組んでいる

取り組んでいない

わからない

該当なし

問9 貴機関の「募集及び採用時」における合理的配慮の対応についてお答えください。
次の項目（a～i）について、最も当てはまる項目を選択してください。

a 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めている

b 体調に配慮した面接時間の設定をしている

c 面接を筆談等により行っている

選択してください

選択してください

取り組んでいる(一部取組も含む)

ニーズがあるが取り組めていない

ニーズがないので取り組んでいない

わからない

問11 貴機関の「採用後」における合理的配慮の対応についてお答えください。
次の項目（a～m）について、最も当てはまる項目を選択してください。

＜職場環境整備＞

- a 職場内移動の負担を軽減するための設備
（車椅子対応のトイレ、手すり、スロープ、エレベーター、自動ドア等）
- b 作業を可能にするための設備
（視覚障害者用拡大読書器、音声読み上げソフト、作業用車椅子、高さ調節ができる机、異常がわかる機器の導入等）
- c 疲労・ストレス等に配慮した福祉施設・設備
（休憩室、防音室等）

選択してください ▼

選択してください

取り組んでいる(一部取組も含む)

ニーズがあるが取り組めていない

ニーズがないので取り組んでいない

わからない

問12 障害のある職員に対する合理的配慮の提供として、勤務時間に関する配慮の対応事例の有無についてお答えください。
次の項目のうち、当てはまる項目をすべて選択してください。

- ☐ 勤務時間の短縮措置（一日の勤務時間を短縮している）
- ☐ フレックスタイム（一定の期間についてあらかじめ定めた総勤務時間の範囲内で、職員が日々の始業・終業時刻、勤務時間を自ら決めている）
- ☐ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務している）
- ☐ 残業等の免除
- ☐ 深夜業の免除（午後10時～午前5時における労働を免除している）
- ☐ その他
- ☐ 配慮すべき職員がいた、又は申出はあったが、対応事例はない
- ☐ 配慮すべき職員がいない、又は申出がなかったため、対応事例はない

合理的配慮を提供した職員の主たる障害種別と場面について、当てはまる項目を選択してください。また、合理的配慮の概要についてご記入ください。

<障害種別>	<場面>	<合理的配慮の概要>
選択してください ▼ 選択してください 視覚障害 聴覚又は平衡機能障害 音声・言語・そしゃく機能障害 肢体不自由障害 内部障害 知的障害 精神障害 発達障害 高次脳機能障害 難病	選択してください ▼ 選択してください ▼ 選択してください ▼	

提供について、どのように感じているかお答えください。次の項目、最も当てはまる項目を選択してください。

問12 障害のある職員に対する合理的配慮の提供として、勤務時間に関する配慮の対応事例の有無についてお答えください。
次の項目のうち、当てはまる項目をすべて選択してください。

- ☐ 勤務時間の短縮措置（一日の勤務時間を短縮している）
- ☐ フレックスタイム（一定の期間についてあらかじめ定めた総勤務時間の範囲内で、職員が日々の始業・終業時刻、勤務時間を自ら決めている）
- ☐ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務している）
- ☐ 残業等の免除
- ☐ 深夜業の免除（午後10時～午前5時における労働を免除している）
- ☐ その他
- ☐ 配慮すべき職員がいた、又は申出はあったが、対応事例はない
- ☐ 配慮すべき職員がいない、又は申出がなかったため、対応事例はない

合理的配慮を提供した職員の主たる障害種別と場面について、当てはまる項目を選択してください。また、合理的配慮の概要についてご記入ください。

<障害種別>	<場面>	<合理的配慮の概要>
選択してください ▼	選択してください ▼	
選択してください ▼	選択してください ▼ 募集及び採用時 採用後	
選択してください ▼	選択してください ▼	

問13 合理的配慮の提供について、どのように感じているかお答えください。次の項目（a～h）について、最も当てはまる項目を選択してください。

- a 障害のある職員が持っている能力を十分に発揮するために必要である
- b 障害のある職員が障害のない職員と平等に働くために必要である
- c 職員に対して障害者雇用の理解を深めるために必要である
- d 障害のある職員の離職防止・職場定着のために必要である

選択してください ▼

選択してください

大変そう思う

ややそう思う

どちらでもない

あまりそう思わない

全くそう思わない

ちじ へんこさ
文字サイズ変更

はいけいしよくへんこさ
背景色変更

ひょうじゆん
標準

かくだい
拡大

くろ
黒

あお
青

かいとうよう
回答用サイト

かいとうよう
「回答用ページ」

1. あなたの基本的な情報について

問1 お住まいの地域はどちらですか。（あてはまる内容を1つ選んでください）

- ☐ 北海道・東北 (北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)
- ☐ 北関東・甲信越 (茨城・栃木・群馬・山梨・長野・新潟)
- ☐ 南関東 (埼玉・千葉・東京・神奈川)
- ☐ 東海・北陸 (岐阜・静岡・愛知・三重・富山・石川・福井)
- ☐ 近畿 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)
- ☐ 中国・四国 (鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知)
- ☐ 九州・沖縄 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)

問2 年齢はおいくつですか。（あてはまる内容を1つ選んでください）

- ☐ 19歳以下
- ☐ 20～29歳
- ☐ 30～39歳
- ☐ 40～49歳
- ☐ 50～59歳
- ☐ 60歳以上

問3 「障害・疾病（主なもの）」について。（あてはまる内容を1つ選んでください）

- ☐ 視覚障害（盲ろうを除く）
- ☐ 盲ろう
- ☐ 聴覚又は平衡機能障害（盲ろうを除く）
- ☐ 音声・言語・そしゃく機能障害（盲ろうを除く）
- ☐ 肢体不自由
- ☐ 内部障害
- ☐ 知的障害
- ☐ 精神障害
- ☐ 発達障害
- ☐ 高次脳機能障害
- ☐ 難病（指定難病）
- ☐ てんかん
- ☒ その他（自由記述）

問4 あなたの障害・疾病（主なもの）には「障害者手帳等」が交付されていますか。（あてはまる内容を1つ選んでください）

（注1）身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める指定医及び労働安全衛生法第13条に規定する産業医による診断書・意見書を含む。
（注2）児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター

- ☒ 身体障害者手帳等（注1）
- ☐ 療育手帳（例：東京都では愛の手帳）又は知的障害者判定機関（注2）による判定書
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ いずれも所持していない

問5 現在お勤めの地方公共団体（以下「職場」という。）についてお聞きます。

（1）「お勤めの職場」の区分について。（あてはまる内容を1つ選んでください）

- ☒ 都道府県
- ☐ 市
- ☐ 町
- ☐ 村
- ☐ 特別区(東京都区部)

（2）「あなたの仕事の内容」について。（あてはまる内容を1つ選んでください）

- ☐ 行政職（一般的な行政事務に関する職）
- ☐ 資格・免許職（看護師、保育士、司書、栄養士等）
- ☐ 技術職（建築技師、土木技師、農林水産技師等）
- ☐ 公安職（警察官、消防吏員等）
- ☐ 技能労務職（運転手、清掃作業員、学校用務員等）
- ☐ 教育公務員（教員、社会教育主事等）
- ☐ 障害のある職員が集まって働く職場で、補助的な事務や軽作業を担当
- ☒ その他

☐ わからない

（3）お勤めの職場で働いている期間について。（あてはまる内容を1つ選んでください）

☒ 1年未満
 ☐ 1年以上3年未満
 ☐ 3年以上5年未満
 ☐ 5年以上10年未満
 ☐ 10年以上20年未満
 ☐ 20年以上

(4) あなたはどのような形で雇用されていますか。(あてはまる内容を1つ選んでください)

☒ 常勤職員(注1)
 ☐ 常勤職員以外(注2)
 ☐ わからない

(注1) 「正社員」等といわれる方。任期の定めない常勤職員、任期付き職員、再任用職員。

(注2) 非常勤の職の方。会計年度任用職員。

(5) 現在の「勤務時間と勤務日数」についてご記入ください。(あてはまる数字を選んでください)

1日
 1週間
 1ヶ月
 (1ヶ月の勤務日数が定められている場合)

時間を選択
 分を選択
 勤務
 日数を選択
 勤務
 日数を選択
 勤務

2. 差別の禁止について

問6 あなたがお勤めの職場には「障害を理由とした差別」がありますか。

(各項目あてはまる内容を1つずつ選んでください)

a: 募集及び採用

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

b: 賃金

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

c: 配置(業務の配分及び権限の付与の有無を含む)

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

d: 昇進

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

e: 降格

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

f: 教育訓練

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

g: 福利厚生

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

h: 職種の変更

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

i: 雇用形態の変更

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

j: 退職の勧奨

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

k: 定年

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

l: 解雇

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

m: 労働契約の更新

☐ あると思う
 ☐ ないと思う
 ☒ わからない

問7 お勤めの職場における「障害者に対する差別の禁止」への取組について、問題に感じていることはありますか。(あてはまる内容を1つ選んでください)

☒ ある
 ☐ ない
 ☐ わからない

(※「ある」と回答した人のみ)

問題の内容について、あてはまるものすべてを選んでください。

☒ 職場のどこに相談すればよいかわからない

☒ 障害雇用の理念や障害特性一般について、職場の理解が不足している

☒ 自分の適性や能力が十分理解されず、画一的に対応されている

☒ 自分の適性や能力は個別に理解されながらも、過度に配慮されている

☒ 相談すると不利益があるのではないかと感じる

☒ その他（自由記述）

問8 「障害者に対する差別の禁止」について、感じていることがありましたらご記入ください。

3. 合理的配慮の提供について

問9 お勤めの職場において、あなたが仕事を続けるために必要な配慮を受けていますか。

（a～mの各項目につき、「配慮を受けている」「必要だが、配慮を受けられていない」「必要がなく、配慮を受けていない」「わからない」より1つを選んでください。

a 職場内移動の負担を軽減するための設備の設置

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

b 作業を可能にするための設備の設置

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

c 疲労・ストレス等に配慮した福祉施設・設備（休憩室・仮眠室等）の設置

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

d 作業手順の簡素化・見直し、作業マニュアルのカスタマイズ、チェックリストの作成等

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

e 職場介助者の配置

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

f 手話通訳・要約筆記等担当者の配置

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

g 障害者相談窓口担当者の配置

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

h 通院・体調等に配慮した出勤時刻・休暇・休憩の設定

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

i 作業の負担を軽減するための工夫（業務量の調整、配置転換等）

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

j 住宅の賃借又は住宅手当の支払い

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

k 通勤用自動車又はバスの手配（購入、運転手の委嘱等）

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

l 通勤援助者（注）の手配

（注）公共交通機関を利用する障害者の通勤を容易にするための指導・援助を行う者

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

m 通勤のための駐車場の賃借

☐ 配慮を受けている ☐ 必要だが、配慮を受けられていない ☐ 必要がなく、配慮を受けていない ☐ わからない

その他の内容

※ お勤めの職場における「合理的配慮の提供」について、明確に感じているものはありませんが、

問10 お勤めの職場における「合理的配慮の提供」について、問題に感じていることはありますか。
(あてはまる内容を1つ選んでください)

☒ ある ☐ ない ☐ わからない

(※問10で「ある」と回答した人のみ)

問題の内容について、あてはまるものすべてを選んでください。

☒ 職場のどこに相談すればよいかわからない ☒ どの程度まで合理的配慮^{はいりょ}を求めてよいかわからない
☒ 自分から必要な配慮^{はいりょ}を求めるのは気が引ける ☒ 配慮^{はいりょ}を求めたが対応してもらえなかった ☒ その他（自由記述）

問11 「合理的配慮^{はいりょ}の提供」について、感じることがありましたらご記入ください。

上の内容でよろしければ下の「送信する」ボタンを押してください。

送信する

Powered by [MicroEngine](#)

選択肢の内容
(在職障害者)

(5) 現在の「勤務時間と勤務日数」についてご記入ください。(あてはまる数字を選んでください)

1日

1週間

1ヶ月

(1ヶ月の勤務日数が定められている場合)

時間を選択 ⇅

分を選択 ⇅

勤務

日数を選択 ⇅

勤務

日数を選択 ⇅

勤務

時間を選択

- 1時間
- 2時間
- 3時間
- 4時間
- 5時間
- 6時間
- 7時間
- 8時間
- 9時間

2. 差別の禁止について

問6 あなたがお勤めの職場には「障害を理由とした差別」がありますか。

(各項目あてはまる内容を1つずつ選んでください)

(5) 現在の「勤務時間と勤務日数」についてご記入ください。(あてはまる数字を選んでください)

1日

1週間

1ヶ月

(1ヶ月の勤務日数が定められている場合)

時間を選択 ⇅

分を選択 ⇅

勤務

日数を選択 ⇅

勤務

日数を選択 ⇅

勤務

分を選択

- 00分
- 15分
- 30分
- 45分

2. 差別の禁止について

(5) 現在の「勤務時間と勤務日数」についてご記入ください。(あてはまる数字を選んでください)

1日

1週間

1ヶ月

(1ヶ月の勤務日数が定められている場合)

時間を選択 ⇅

分を選択 ⇅

勤務

日数を選択 ⇅

勤務

日数を選択 ⇅

勤務

日数を選択

- 1日
- 2日
- 3日
- 4日
- 5日
- 6日
- 7日

2. 差別の禁止について

(5) 現在の「勤務時間と勤務日数」についてご記入ください。(あてはまる数字を選んでください)

1日

1週間

1ヶ月

(1ヶ月の勤務日数が定められている場合)

時間を選択 ⇅

分を選択 ⇅

勤務

日数を選択 ⇅

勤務

日数を選択 ⇅

勤務

日数を選択

- 1日
- 2日
- 3日
- 4日
- 5日
- 6日
- 7日
- 8日
- 9日
- 10日
- 11日
- 12日
- 13日
- 14日
- 15日
- 16日
- 17日
- 18日
- 19日

2. 差別の禁止について

問6 あなたがお勤めの職場には「障害を理由とした差別」がありますか。

(各項目あてはまる内容を1つずつ選んでください)

a : 募集及び採用

☐ あると思う

☐ ないと思う

☐ わからない

b : 賃金

☐ あると思う

☐ ないと思う

☐ わからない

(5) 現在の「勤務時間と勤務日数」についてご記入ください。(あてはまる数字を選んでください)

1 日

1 週間

1 ヶ月

(1 ヶ月の勤務日数が定められている場合)

時間を選択 ▾

分を選択 ▾

勤務

日数を選択 ▾

勤務

日数を選択 ▾

勤務

1 2 日
1 3 日
1 4 日
1 5 日
1 6 日
1 7 日
1 8 日
1 9 日
2 0 日
2 1 日
2 2 日
2 3 日
2 4 日
2 5 日
2 6 日
2 7 日
2 8 日
2 9 日
3 0 日
3 1 日

2. 差別の禁止について

問 6 あなたがお勤めの職場には「障害を理由とした差別」がありますか。
(各項目あてはまる内容を1つずつ選んでください)

a : 募集及び採用

☐ あると思う

☐ ないと思う

☐ わからない

b : 賃金

☐ あると思う

☐ ないと思う

☐ わからない